

復元3年目を迎える大洲城天守閣



いる。また可能であれば期間中に大洲城天守閣付近で大道芸人ショーや大洲まちなかウォークラリークイズ等を行いたいと考えている。

## 市民福祉委員会

委員長 向井 敏憲

■国保財政の見直しと条例改正に至る経過について

説明 今回の国保条例の一部改正は、国保財政の安定確保と被保険者の負担の公平性を図るため、介護分保険税率の改正をそれぞれ行うもので、合併に伴う介護分保険税につ

いて平成17年度は応能・応益割合の平準化に留めていたが、現行税率での試算では介護納付金の財源不足が見込まれるため、今回税率の見直しを行うものである。

問 改定による国保財政の見直しと改定に至る経過について

答 今回税率を見直したとしてもなお財源不足の状態であり、依然として厳しい状況が続く見込みであるが、改定に際しては国保運営協議会での意見を踏まえ、被保険者に対する負担が一度に過重とならないよう財政調整基金を充当することにより負担の軽減を図るものである。

■介護保険特別会計における「特定高齢者デイサービス事業」と一般会計における「高齢者デイサービス事業」の概要とその区分について

説明 介護保険特別会計では今年度から第3期介護保険事業計画に基づき予算執行しているところであるが、今回の介護保険法改正により予防型システムへの転換策の一つとして、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の内、要支援・要介護状態に陥る恐れ

のある方を対象とした地域支援事業が創設され、できるだけ要支援・要介護状態にならないようにするための事業として、今回特定高齢者デイサービス事業を実施しようとしているものである。

また特定高齢者と一般高齢者の区別については、保健センターや各公民館で行っている基本検診等により、将来的に要支援・要介護状態に陥る恐れにより区別するのである。その恐れが少ないとされる高齢者に対しては一般高齢者デイサービス事業として、昨年まで実施していた「生きがい老人デイサービス事業」と同様に給食や入浴、教養講座や創作活動などを行い、一方、要支援・要介護状態に陥る恐れのある高齢者に対しては、特定高齢者デイサービス事業として、本人の意向や生活環境を踏まえ、ケアプランに基づき機能訓練や口腔ケアなど介護予防を中心に事業を行うものである。

■障害者サービスを利用する際の手続きと障害程度区分の判定方法について

説明 本年4月に施行された障害者自立支援法により10月

から障害者に福祉サービスを提供する場合は、介護保険と同様に認定審査会での審査と医師による意見書が必要となった。

このサービス利用の申請は、一次判定・二次判定を行った上で、区分1から区分6までの障害程度区分を認定することとなる。その後利用者の意向を聞き、認定された障害程度区分や生活状況などを勘案し、10月以降、ホームヘルプサービスやショートステイなどの介護サービスについて支給決定を行う予定であり、現在サービスを利用されている



定期的開催される転付予防教室

方については直接連絡し、申請手続き及び認定調査を行い、サービス利用に支障が生じないよう対応していきたい。

問 現在施設に入所されている方への対応はどうか。

答 施設入所者には猶予期間が設けられており、平成23年度末までに新しい体系に移行することとなっている。当市は障害者自立支援法が施行されて間もないこともあり、今後3年を目途にその移行について検討をしたいという施設が多く、施設の新体系への移行の状況を勘案しながら入所者に混乱が生じないよう適切な対応を行いたいと考えている。

## 建設農林委員会

委員長 宮本 増憲

■大洲市屋外広告物条例の制定について

説明 最近の美しい町並みと良好な景観に対する国民の関心の高まりを受け、自治体でも景観条例を制定するなど地域の個性や特色を生かし、地域住民の意向をふまえてつくり組む景観行政が求められてい